

令和 6 年 度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

令和 6 年度定期監査及び行政監査報告書

第 1	定期監査	1
1	監査の概要	1
2	監査の結果	2
第 2	行政監査	3
1	監査の概要	3
2	監査の結果	4

第 1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象部局

建設部（管理課、建設課、下水道課）

(3) 監査の基本方針と主な着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているか確認することを基本方針とし、次の項目を主な着眼点として実施した。

ア 業務委託の手続きは適正に行われているか。

イ 工事の執行は適正に行われているか。

ウ 補助金の交付は適正に行われているか。

エ 備品の購入は適正に行われているか。

オ 公用自動車の使用は適正に行われているか。

カ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給されているか、また、勤務時間や休暇は適正に取り扱われているか。

キ 財務会計電子決裁における証拠書類等原本の管理は適正に行われているか。

(4) 監査の対象期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで

(5) 監査の実施期間

令和 6 年 11 月 20 日から令和 7 年 2 月 3 日まで

(6) 監査の場所

安芸高田市役所第 1 庁舎監査委員事務局

(7) 監査の手続

あらかじめ資料の提出を求め、関係書類や帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

2 監査の結果

監査の実施手続をもって試査により実施したほか、事務の手続は適正に行われているかという点に着眼して関係書類の確認及び質問を行った結果、執行状況は次のとおりである。なお、決裁状況の監査については、電子決裁システムへのアクセスは事務局職員が行い、説明を受けた監査委員が適否を判断する方法で行った。また、事務上の軽微な指摘事項については、監査の過程で指導したので記述は省略した。

建設部

管理課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

建設課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

下水道課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象部局

建設部（管理課、建設課、下水道課）

(3) 監査の基本方針と着眼点

事務事業の課題に迅速かつ適正に取り組んでいるか、また、組織機構が有効に機能しているか確認することを基本方針とし、次の項目を着眼点として実施した。

ア 事務事業の執行に当っては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

ウ 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。

カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

(4) 監査の対象期間

令和6年度

(5) 監査の実施期間

令和6年11月20日から令和7年2月3日まで

(6) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(7) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

2 監査の結果

今回、建設部 3 課（管理課、建設課、下水道課）が所掌する事業について監査を行ったところ、いずれも適切に事業を実施していることが確認できた。各課の事業はいずれも重要案件であるが、各課 1 事業を抽出し、以下のとおり意見を述べている。

建設部

管理課

【住宅建設事業】

空き家情報バンクを運営し、住宅に関する各種補助金を交付した。

空き家の利活用を促進するために、空き家バンクへの登録数増加に向けて積極的に取り組む必要がある。また、空き家に関する各種補助金についても、情報発信を充実させることで、より多くの利用者に届くよう工夫して取り組んでいたきたい。

建設課

【橋梁維持事業】

市道老朽化の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、第三者への被害防止を図るため、市道橋の定期点検及び補修工事を実施した。

5 年に 1 回の頻度で橋梁点検を実施しているが、補修の必要な橋梁が年々増えている。安芸高田市橋梁長寿命化修繕計画により効果的な補修を実施し、市内の道路網の安全性並びに信頼性の確保に努めていただきたい。

下水道課

【清流園管理運営事業】

快適で衛生的な住環境を維持するため、市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥を汚泥再生処理センター安芸高田清流園で処理した。また、良好な放流水質等を確保するため施設の適正な維持管理を実施した。

施設の運転方法の見直しを行うことにより薬品量の使用量を減少することができたが、今後さらに電気代及び機器修繕費の削減に取り組む必要がある。また、稼働年数やコスト面等の問題により将来的にはし尿処理施設の廃止を検討し、公共下水道施設の活用を検討する必要があるとのことであるが、早期に全体事

業計画のロードマップを策定し透明性のあるプロセスを確保していただきたい。